

確定申告

準備はお済みですか？



所得税・町県民税の申告期間

2月16日(金)～3月15日(木)

この申告は、平成29年中の所得を申告するもので、平成29年分の所得税、平成30年度の町県民税の課税基礎となりますので、必ず申告してください。

また、申告期間中は大変混雑しますので、地区割日程表を参考にお早めに申告されますようお願いいたします。

なお、「町県民税申告書」は、前年の申告状況等に基づき送付しています。次の内容をよくご確認ください、申告してください。

所得税の 確定申告が必要な方

- 営業・農業・不動産所得などがある方で、所得金額の合計が所得控除の合計額を超える方
- 土地や建物等の不動産、株式等の資産を譲渡した方(申告相談は、東金税務署で受けてください)
- 給与収入が2,000万円を超える方
- 給与所得がある方で、給与以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 給与を2ヶ所以上から受けていて、年末調整をされなかった方
- 年金収入が400万円を超える方
- 年金に係る雑所得がある方で、年金以外の所得の合計額が20万円を超える方
- 勤務先での年末調整から収入と控除額に変更のある方
- ※給与所得者や年金所得者の方で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける方は、還付申告をしましょう。

なお、給与所得者や公的年金等に係る雑所得があり、確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の所得(退職所得を除く)も申告する必要があります。

町県民税の 申告が必要な方

- 平成30年1月1日現在、横芝光町に住所があり、次に該当する方は町県民税の申告をお願いします。
- 営業・農業・不動産所得などがある方で確定申告の必要がない方
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から町へ(※)支払報告書が提出されていない方(勤務先で提出の有無をご確認ください)
- 前年中の所得が公的年金等のみで、支払者から町へ(※)支払報告書が提出されていない方
- 前年中の所得はないが、町内居住の家族の控除対象扶養親族等になっていない方

持参するもの

※支払報告書：給与や年金等の支払者が前年中の支払金額等を、支払いを受けた方の居住する市町村に報告する書類

- ・ 印かん
- ・ 事業所得(営業・農業等)の方は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類
- ・ 給与所得者や年金受給者は源泉徴収票
- ・ 所得控除に必要な書類(医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書または証明書、障害のわかる各種手帳または認定書など)
- ・ マイナンバーに係る本人確認書類(5ページの《本人確認書類の例》を参照)
- ・ ※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。
- ・ ※還付申告される方は、申告者本人名義の預貯金口座のわかるものをご持参ください。